

働き方改革関連法(研修会)

～ 経営者・労務担当者向け ～

「働き方改革とは」日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに着手する改革です。働き方改革を行う目的は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する働き方改革を進めていくことで、人々のワーク・ライフ・バランスの実現、生産性の向上を図っていくことです。

「経営者の責務とは」企業には社員に対する安全配慮義務が課せられています。特に、長時間労働・過重労働の是正は、現在の企業にとって喫緊の課題です。社員がいいききと働く職場をつくることは、企業の責任です。それが果たせない場合には、企業の存続を揺るがす事態に陥るリスクがあります。

開催
日時

平成 30 年 11 月 13 日 (火)

午後 1 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分

柳川商工会館 3 階大ホール (参加無料)

●第 1 部 : 1 3 時 3 0 分～1 4 時 3 0 分

テーマ : 働き方改革関連法のポイントについて

講 師 : 福岡県働き方改革推進支援センター

アドバイザー 井上 成子 社会保険労務士

●第 2 部 : 1 4 時 3 5 分～1 5 時 1 5 分

テーマ : 時間外労働の上限規制の導入、

一定日数の年次有給休暇の確実な取得について

講 師 : 大牟田労働基準監督署 職員

●個別相談 : 1 5 時 2 0 分～1 7 時 0 0 分

※問い合わせ・申込先 : 柳川商工会議所 経営支援課

TEL0944-73-7000/FAX0944-73-3030

(共催 : 福岡県働き方改革推進支援センター、大牟田労働基準監督署、柳川商工会議所)

きりとり線

「働き方改革関連法 説明会」参加申込書

事業所名		T E L	
所在地		個別相談	有・無
受講者名	1	2	